

IP通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年9月1日現在	
～2021年8月31日	2021年9月1日～

<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p><u>附 則（令和3年8月26日 A P S 1 サ第00819415号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。</u></p> <p><u>（特約に関する適用）</u></p> <p><u>2 共通編第51条の2（特約）の規定に基づき、共通編別記17（4）のイの（イ）に係る契約への通信に適用されるダイヤルアウト通信を特約対象として当社と第6種シェアードIP-PBXサービスに関わる特約を締結している場合は、その特約(ダイヤル通信に関わる割引率が設定されているものに限ります)対象に、利用の都度意思表示を行う通話であって当社の電話等サービス契約約款に定めるナビダイヤル通話及びテレドーム通話を追加して取扱うものとします。</u></p>
--	--